

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	建築基準法					法令番号	昭和25年法律第201号		
手続名	指定構造計算適合性判定機関の指定					根拠条項	法第18条の2第1項、法第77条の35の2から第77条の35の4まで		
審査基準		<p>○建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（H11年建設省令第13号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申請（第31条の3） ・構造計算適合性判定員の数（第31条の3の3） ・指定構造計算適合性判定機関の有する財産の評価額（第31条の3の4） <p>○下記の住宅局長通達に準ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指定構造計算適合性判定機関指定準則の改訂について」（令和6年10月31日 国住指第285号） ・「指定構造計算適合性判定機関指定準則」（令和6年10月31日 国住指第285号） 							
受付機関	建築住宅課	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	標準処理期間 30日	目次 No.		
						標準経由期間 日			